

保護者の皆様へ

仙台市教育委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度への加入について

仙台市教育委員会では、仙台市立学校・幼稚園に在籍する幼児・児童生徒（以下「児童生徒」という）の不慮の災害に備え、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。

この「災害共済給付制度」とは、学校及び幼稚園（以下「学校」という）の管理下で児童生徒の災害（けが等）が発生したときに、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行なう、「国・学校の設置者（仙台市）・保護者」の三者が負担する互助共済制度です。加入に際しては、保護者の皆様の同意のもとに、加入手続きを行うことになります。なお、加入は任意ではありますが、仙台市立学校全体で毎年度高い加入率（令和3年度加入率99.41%）であるこの制度に、お子様が加入されますことを心よりお待ちしております。

加入に同意される方は、同意書をお子様の在籍する学校に提出してください。【4月21日まで】

なお、掛金につきましては後日集金となります。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく法令（政令、省令、通達等）に定められています。その主な内容は下記のとおりです。（内容は法令改正等により変わることがあります）

記

1 災害の範囲と給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事故によるもので、初診から治ゆまでにかかった療養に要する費用（※1）の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険が適用される療養に要する費用（※1）の額の4/10（うち1/10は、療養に伴って要する費用（※2）として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている）に療養に要する費用（※1）の1/10を加算した額。 (例)「療養に要する費用」5,000円の場合の医療費給付額は 5,000円×4/10=2,000円 となります。
疾病	学校の管理下の行為によるもので、初診から治ゆまでにかかった療養に要する費用（※1）の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めたもの 例 ガス等による中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎等	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 4,000万円（1級）～88万円（14級） (通学中の災害の場合は2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の負傷・疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学中の場合1,500万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの 死 生したものの	死亡見舞金 1,500万円（通学中の場合も同額） 死亡見舞金 3,000万円（通学中の場合1,500万円）

（※1）「療養に要する費用」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）をいいます。

通常、医療保険の自己負担額は医療費総額の3/10（3割）ですので、「療養に要する費用」が5,000円未満（3割負担の場合の自己負担額が1,500円未満）のときは給付対象となりません。

（※2）「療養に伴って要する費用」とは「療養に要する費用」の額に1/10を乗じた額をいいます。

(裏面に続きます)

(き り と り)

同 意 書

仙台市教育委員会 あて

仙台市立榴岡小学校 年 組 児童生徒氏名

仙台市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和4年4月 日

保護者又は後見人氏名

印

(表面から続きます)

2 「学校の管理下」の範囲

- ① 教育課程に基づく授業中（各教科・学校行事など）遠足・野外活動・修学旅行などの校外活動も含む
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動など）
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学（登下校）中

3 給付基準

- ① 医療保険（社会保険・国民健康保険等）の被保険者または被扶養者として受けられる療養を対象とします。整体やカイロプラクティックなど医療保険が使えない治療は対象となりません。はり・きゅう・マッサージは医師の同意があったときのみ対象となります。また、初診時に紹介状なしでベッド数200床以上の医療機関を受診した場合に「初診時保険外併用療養費」を徴収されることがあります、これは給付対象外です。
- ② 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ③ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ④ 第三者から損害賠償を受けたときは、その受けた額の限度において給付を行わない場合があります。また、仙台市に損害賠償責任が発生した場合は災害共済給付額の限度において賠償額が免責されます。
- ⑤ 国又は地方公共団体の負担において医療費が助成され、自己負担（医療保険適用分）がある場合は、自己負担分+療養に伴って要する費用（総医療費の1/10）が給付されます。（例仙台市子ども医療費助成制度など）
- ⑥ 生活保護世帯に属し、かつ、義務教育を受けている児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。ただし、障害・死亡見舞金は給付されます。
- ⑦ 風水害・震災等の非常災害による場合は給付されません。

4 給付を受ける手続

請求手続は学校が行います。学校で請求のための必要書類を準備しますので、お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、その治療のために医療機関で受診したような場合は、災害の状況について学校にお知らせください。
また、請求手続は「災害共済給付オンライン請求システム」を利用して行います。本システムは、個人情報保護に十分配慮した安全性の高いシステム構成となっており申しあげます。

5 共済掛金

お子様一人につき、次のようにになっています。掛金と保護者が負担する金額との差額は仙台市が負担します。

区分	掛金（年額）	左の掛金のうち保護者が負担する掛金の額
小学校、中学校、中等教育学校（前期）、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部	935円	460円
高等学校全日制、中等教育学校（後期）、特別支援学校高等部	2,165円	1,770円
高等学校定時制	995円	790円
幼稚園	285円	210円

※ 令和4年5月1日時点で、就学援助の対象世帯に属する児童生徒の掛金は、国および仙台市が全額負担します。

災害共済給付制度の詳細については、各学校（幼稚園）又は仙台市教育委員会健康教育課にお問い合わせください。
また、災害共済給付に関する情報が下記URLよりご覧いただけます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 HP アドレス <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>